

山形大学工学部におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則

(目的)

第 1 条 本学部では、セクシュアル・ハラスメント及びこれに類した個人の尊厳に対する侵害を広くキャンパス・ハラスメントとしてとらえ、本学部キャンパスの学部、大学院等を構成するすべての者の基本的人権が尊重されるとともに、ハラスメントのない自由で平等な環境において各構成員の権利が保障されることを目的として、この規則を定めるものである。

(責務)

第 2 条 本学部は、キャンパス・ハラスメントの防止及び対策について、積極的に必要な措置を講ずるとともに、被害者に対して可能な限り最善の救済が与えられるように努力するものとする。

2 本学部キャンパスの学部、大学院等のすべての構成員は、この規則の趣旨を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

(定義)

第 3 条 この規則において「キャンパス・ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びこれに類した個人の尊厳に対する侵害をいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的又は性差別的な要素を含む精神的又は肉体的に苦痛を与える行為及び人格権、学習権又は研究権を侵害する行為をいう。

3 この規則において「これに類した個人の尊厳に対する侵害」とは、性的又は性差別的な要素を含まない精神的又は肉体的に苦痛を与える行為及び人格権、学習権又は研究権を侵害する行為をいう。

4 前 2 項に規定する行為には、いずれの場合も、当事者のみならず周囲の者を不快にさせる行為も含むものとする。

(対策委員会)

第 4 条 本学部キャンパスの学部、大学院等におけるキャンパス・ハラスメントの防止等を図るため、山形大学工学部キャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学生相談室長

(2) 学務委員長

(3) 各学科長、共通講座長及び大学院理工学研究科生体センシング機能工学専攻長

(4) 本学部職員のうちから学部長が指名する者 若干人

(5) 第 6 条第 2 項に規定するキャンパス・ハラスメント相談員

3 前項に規定する委員のうち、2 人以上は女性とする。

4 第 2 項第 4 号に規定する委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

5 対策委員会に委員長を置き、第 2 項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

6 委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、委員長の指名する者が、その職務を代行する。

8 対策委員会が必要と認めるときは、第 2 項に規定する者以外の者を、委員に加えることができる。

9 前項に規定する委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(対策委員会の任務)

第5条 対策委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) キャンパス・ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動、環境改善及び意識調査を行う。
- (2) キャンパス・ハラスメントに関する相談について、第6条第2項に規定するキャンパス・ハラスメント相談員から苦情相談への対応に関する要請があった場合は、迅速かつ適切に、当該苦情相談に係る救済措置及び解決策を講じなければならない。
- (3) 全学のセクシュアル・ハラスメント防止委員会から苦情相談への対処要請を受けた場合には、調査委員会を設置し、防止委員会の協力を得て、事実関係調査を行い、解決策を講じる。
- (4) 必要と認めた場合には、相談を申し出た本人の同意を得て、他の関係部局の対策委員会又は防止委員会に対し、必要な協力又は対応策の検討を要請する。
- (5) 公的措置による解決が求められる場合には、学部長に結果を報告し、解決策を勧告する。
- (6) 異議申し立てを受けた場合には、再調査の必要性を含め検討し、対応にあたる。
- (7) 措置不履行の改善申し立てを受けた場合には、必要に応じ、学部長に改善を勧告する。
- (8) 対策委員会は、対応した苦情相談の結果について、学部長に報告するとともに、苦情相談の内容がセクシュアル・ハラスメントに関する場合は、その結果を山形大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会に報告する。

(相談員)

第6条 工学部におけるキャンパス・ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、次に掲げる者をもって充て、工学部長が委嘱する。

- (1) 本学部内職員から学部長が指名する者 若干人
- (2) 学外の専門家 若干人

3 相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(調査委員会)

第7条 対策委員会は、苦情相談の内容について事実関係の調査をする必要がある場合には、調査委員会を設けなければならない。

2 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 対策委員 若干人
- (2) 相談員 若干人
- (3) 対策委員会が必要と認める者 若干人

3 調査委員会に委員長を置き、対策委員長が指名する。

4 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、対策委員長の指名するものが、その職務を代行する。

6 相談者が望む場合又は対策委員会が必要と認めた場合は、第2項の規定にかかわらず、弁護士などの第三者に委任するなどにより学外に調査委員会を設けることができる。

(秘密の保持等)

第8条 対策委員会委員及び相談員は、苦情相談への対応に当たっては、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 キャンパス・ハラスメントに対する苦情の申出、苦情に係る調査への協力その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第10条 対策委員会、相談員及び調査委員会に関する事務は、企画係において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、対策委員会、相談員及び調査委員会の運営に関する必要な事項は、対策委員会において別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 山形大学工学部におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則(平成12年2月15日制定)は廃止する。

山形大学工学部におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則の運用について

「山形大学工学部におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則」（以下「規則」という。）を別途定めたが、この規則の定めるもののほか、教職員のセクシュアル・ハラスメントに関しては、人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメント防止に係る人事院規則）、文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成 13 年文部科学省訓令第 13 号）、文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について（通知）、セクシュアル・ハラスメントの防止等のために文部科学省職員が認識すべき事項についての指針（別紙 1）、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するにあたり留意すべき事項についての指針（別紙 2）及び山形大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成 11 年 11 月 4 日制定）によるものとする。

各条の説明は以下のとおりとする。この規則の運用にあたって参考に願いたい。

第 1 条関係

「本学部キャンパスの学部、大学院等を構成するすべての者」とは、本学部キャンパスの学部、大学院等に在学又は在職する学生又は教職員（非常勤を含む。）、小白川キャンパス履修の工学部学生その他の関係者（学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者も含む。）をいう。

第 3 条関係

- 1 第 3 条第 2 項の「性的又は性差別的な要素を含む精神的又は肉体的に苦痛を与える行為及び人格権、学習権又は研究権を侵害する行為」とは、例えば次の行為等をいう。
 - (1) 相手方の望まない性的又は性差別的な性質の言動を行うことによって、相手方に屈辱感、不快感又は不安感を感じさせ、相手方の人格や尊厳を傷つけること。
 - (2) 性的な要求に服従したことに対して、就学若しくは就労の上で利益を与えること、又はそれを拒否したことに対して、不利益を与えること。
 - (3) 就学若しくは就労の上で利益を提供すること、又は不利益を与えることを示唆して、性的な誘いかけを行ったり、性的に好意的な態度を要求すること。
 - (4) 性的な言動、掲示などによって、就学又は就労の環境を悪化させること。
 - (5) 性別による役割分担意識に基づく言動、掲示などによって、就学又は就労の環境を悪化させること。
- 2 第 3 条第 3 項の「性的又は性差別的な要素を含まない精神的又は肉体的に苦痛を与える行為及び人格権、学習権又は研究権を侵害する行為」とは、例えば次の行為（いわゆるアカデミック・ハラスメント）等をいう。
 - (1) 研究・教育上又は職務上の地位を利用して勉学又は職務に無関係なことをさせ、相手の意に反してその労力を使用したり屈辱感等を感じさせること。
 - ・ 学生、大学院生又は職務上の部下に、お茶くみ、研究室の掃除等をさせるなど。
 - ・ 相手の勉学研究や職務に無関係な資料整理又はコピーをさせるなど。
 - ・ 飲食、酒席などに無理矢理さそうなど。
 - (2) 研究・教育上又は職務上の地位を利用して、学習・研究、就職、就労等に関する自由と権利を侵害する

こと。

- ・本人の意に反する共同研究や学会の共同発表等を強いるなど。
 - ・本来の職責を越える業務を強要したり、不必要に相手を拘束するなどして、身体的、精神的苦痛、負担又は極度の不快感を負わせるなど。
- (3) 研究・教育上又は職務上の地位を利用して、就職、昇格・昇進その他において利益又は不利益を与えたりして、不安感等を感じさせること。
- ・就職の斡旋、昇格などを条件に、又は拒絶すれば不利益を受ける心境を与えるなどして、学生・院生等の研究を強要もしくは変更させるなど。
 - ・学生又は大学院生の就職に関して、正当な理由なく推薦状を書かないなど。
 - ・学生、大学院生等のアルバイトや非常勤講師への就業の機会を妨げたり、又は強要するなど。
 - ・単位認定、就職斡旋等を条件に、物品、労役などの要求等をするなど。
- (4) その他地位を利用した不当な言動によって、プライバシーなど個人の尊厳と権利を侵害すること。
- ・成績その他の個人情報に関してプライバシーへの配慮を欠いた言動をとるなど。
 - ・学生、大学院生又は職務上の部下若しくは同僚に対し、ことさらに威圧的、権威的又は威嚇的な言動（電話等によるものを含む。）をとるなど。
- (5) その他相手又は周囲の者を不快又は不愉快にさせて、本学部において学び、研究し、働く環境を著しく損なうような状況をもたらすこと。
- ・本学部内若しくはキャンパス内外又はコンピュータ・ネットワーク上において、特定の相手又は周囲の者が不快又は不愉快になるような発言をするなど。
 - ・性別、信条、身分・職、婚姻形態、国籍、人種、民族等を理由とした差別的発言をするなど。
 - ・相手の意に反し、又は同意なしにそのプライバシーに関する発言をするなど。
 - ・相手の個人的能力、身体的機能、性指向その他の特性等への配慮を著しく欠いた発言をするなど。
 - ・特定の相手を誹謗又は中傷したり、風評を流すなど。
 - ・相手の意に反し、若しくは同意なしにその肖像権又はプライバシーを侵害するような絵、写真等を掲示したり、発信するなど。
 - ・特定の相手に執拗につきまとうストーカー行為をしたり、自宅に訪問したりするなど。
 - ・研究室など学部内において酩酊した状態で相手に接触し、相手を不愉快にさせるなど。
 - ・相手の了解なく深夜・早朝に電話をかけたり、その他社会的常識を欠く言動をとるなど。

第4条関係

対策委員会の公平性及び透明性を確保するため、その委員に学部長は加わらないものとする。

第5条関係

- 1 対策委員会は、調査委員会を設置した場合には、学部長へ設置理由、苦情相談の概要等の報告する。また、調査委員会の調査の結果について、学部長への報告も要する。
- 2 被害者又は加害者等当事者は、対策委員会又は学部長の講じた救済措置又は解決策に不満又は異議をもつ場合、対策委員会に対して異議申し立てを行うことができるものとする。異議申し立てがあった場合は、対策委員会委員長は、速やかに対策委員会を開催し、異議申し立てに正当性が認められた場合は、速やかに再

調査の実施等必要な措置を講じる。

- 3 被害者は、対策委員会又は学部長の講じた救済措置又は解決策について、加害者等当事者が措置不履行のため被害者の置かれている状況が改善されない場合、対策委員会に対して措置不履行の改善申し立てを行うことができるものとする。措置不履行の改善申し立てがあった場合は、速やかに事実関係を調査し、措置不履行の事実が認められた場合は、速やかに改善措置を講じる。また、必要に応じて学部長に改善を勧告する。

第6条関係

- 1 相談員が苦情相談を受けるにあたっては、あくまで被害者側に立って、被害者の話を信じ、被害者が自己を取り戻して状況を整理できるように援助する。また、相談員は、事情聴取や、事の真偽を判断したり、何らかの裁定を下すことは行わない。これらの事由が生じた場合には、対策委員会に必要な対策等の検討を要請する。
- 2 相談内容については、対策委員会への報告を要するものであるが、相談者が要望する場合には、相談者の同意を得られた範囲で、対策委員会に報告する。
- 3 一つの事例に係る、加害者からの相談と被害者からの相談は、秘密保持のため同一の者が対応しない。
- 4 「学外の専門家」とは、個人又は団体及び機関を指すものとする。
- 5 相談員が相談の過程で裁判にかかわることとなった際には、相談員に代わって対策委員会が対応する。

第7条関係

調査委員会は、苦情相談の内容が事実かどうか調査するため、相談者、被害者、加害者及びその関係者に対して、事情聴取を行い、その真偽及び経過を対策委員会に報告する。